

# 確定申告の医療費控除に共済組合が発行する「医療費通知書」を活用することができるようになります!

共済組合では、組合員の皆さまに医療機関等の受診状況をお知らせし、医療費に対する理解を深めていただくことを目的に、医療機関等から請求される診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)に基づき、年2回、医療費通知書を発行しています。

平成29年度税制改正大綱において、所得税の医療費控除申請手続きの際、従来の医療機関等の領収書の添付等に代え、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められ、医療保険者が発行する医療費通知書を当該明細書として活用できることとなり、併せて領収書の保存についても必要がないこととされました。

このことに伴い、本組合においても今年度発行する「医療費通知書」から確定申告に使用できる様式に変更することといたします。

なお、「医療費通知書」の次回の配付は9月(平成29年11月～平成30年5月診療分)となります。



## ● 医療費控除の申告に使用する際の留意事項 ●

- ① 記載されている「あなたが支払った額」が、こども医療費助成事業など、公費負担医療等の影響により実際の自己負担額と異なる場合には、ご自身で金額を訂正して申告していただく必要があります。
- ② レセプトが医療機関等から共済組合に提出されるのは、診療月の2カ月後になりますので、直近3カ月の診療分および医療機関等の事情により請求が遅れた場合など受診状況が医療費通知書に反映されないものがあります。その場合は、医療機関等の領収書に基づき作成した明細書により申告することとなりますが、当該領収書は確定申告期限から5年間保存する必要がありますのでご承知おきください。
- ③ 文字数制限などにより、医療機関名が一部表示されていない場合は、手書きで追記してください。
- ④ 確定申告に医療費通知書を使用する場合は、医療費通知書の原本の添付が必要となりますので大切に保管してください。

※その他医療費控除の申告に関することについては、税務署にお問い合わせください。

\* 次回発行の医療費通知書から受診した医療機関等の名称を表示いたしますが、プライバシー等の諸事情により発行停止を希望する方は、事前に共済組合保険課給付担当までご相談ください。

## 療養費・家族療養費に関するお知らせ

平成30年4月1日からスティーヴンス・ジョンソン症候群および中毒性表皮壊死症において、保険医の作成指示に基づき作成された輪部支持型角膜形状異常眼用のコンタクトレンズが療養費(家族療養費)として認められることになりました。

上記の疾病に限り支給の対象となりますので、お間違えないようご注意ください。

ご不明な点は、共済組合保険課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306